



遠野市監査委員告示第4号
令和4年4月13日

令和3年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、令和4年4月13日付け遠財第11号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐々木 資 光
遠野市監査委員 多 田 博 子





遠 財 第 11号
令和4年4月13日

遠野市監査委員 様

遠野市長 多 田 一 彦



令和3年度定期監査（後期）の指摘事項等に対する措置方針について（報告）
標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 市長選挙費（選挙執行経費について）【選挙管理委員会事務局】

【指摘事項】

ポスター掲示場設置及び撤去業務に係る設計において、違算及び端数処理の不統一が認められた。（ただし、適正に計算した結果と比較して、差額は生じていなかった。）また、ポスター掲示板の支柱の有無の別ごとの数量が、設計と実績で相違していた。

【改善方針】

ポスター掲示場設置及び撤去業務に係る依頼を行った後も依頼先担当課と協議を重ね、設計と実績に差異が生じないように適宜情報共有を行う。

また、委託業者に変更が生じる場合は、随時相談を行うよう改めてお願いすることとする。

【対応状況】

本件について、依頼先担当課に確認し、原因と今後の対応（改善方針）を確認した。

また、令和4年7月に参議院議員通常選挙が予定されているため、当該選挙において改善方針のとおり対応できるよう事業内容の検討を行っている。

(2) ステップアップ職員研修事業費（旅費及び委託料について）【総務課】

【指摘事項】

研修に係る旅費のうち着後手当について、1件・28,400円の過大支給が認められた。

【改善方針】

長期派遣に係る旅費については、改めて関係諸規定の内容を確認し、現状を踏まえた適正な旅費の支給となるよう決裁において明確な根拠を記すこととする。

【対応状況】

過大支給を受けた職員から返納を受けた。（令和4年3月28日収納済み）



担当	総務企画部財政課 菊池 (内線 810-224)
----	-----------------------------